競馬法施行規則の一部を改正する省令案に対する御意見及びそれに対する考え方について

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しております。
※競馬法施行規則の一部を改正する省令案と直接の関係がないため掲載していない御意見等もございますが、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

番号	主な御意見の概要	主な御意見の概要に対する考え方
改正の概要（１）・（２）に関する御意見		
	・ここ数年世界的な異常気象、特に夏場の酷暑の影響が中央競馬の開催、及び人馬の負担に現れている状況です。この状況への対応を行うために、中央競馬開催の日程について柔軟性を持たせることは重要だと考えます。競馬開催で一番大切なのは、何より騎手・競走馬・関係者・観客などの競馬開催の生命が守られることだと考えます。 ・本改正に賛成いたします。近年の気候変動により、レースを行うことが難しい日が増えているように思われます。本改正を行うことで、そのような日であれば、「レースを中止し、別日に改めてレースを行う」という判断がしやすくなると思います。 （この他、改正の目的には賛成いただきつつ、早朝・ナイター競馬の開催、涼しい地域での開催、涼しい時季での１日の競走数の増加、年間開催日数の増加、農	改正の概要（１）は、中央競馬の現状を踏まえつつ、現在の競馬法施行規則に基づく年間の競走回数の上限を超えない限りにおいて、近年の気候変動等への対応として行うものです。 改正の概要（２）は、現行規定の考え方を踏まえつつ、近年の急な雷雨等に対する柔軟な対応を可能とするものです。 本省令案に基づき、近年の気候変動等に対応した競馬事業の安定実施が図られるよう努めてまいります。 なお、省令改正後の具体的な運用については、競馬主催者において主体的に検討・実施されるものとなります。

	林水産大臣による事前承認といった年間開催日数への制限、地方競馬への影響評価、競走体系の在り方、競走数は中止したレース数に限るべき等の御意見 56 件。）	
	・人馬の安全を考慮してという点で理解ができないわけでないが、現場で働く調教師や厩務員の労働環境の悪化は明白である。開催日が増えることで確実に仕事量は増える。また、追加開催する曜日やパターンによっては、休日買上になるケースも容易に想像できてしまう。ただでさえ週休 1.5 日であり早朝からの屋外作業かつ危険と隣り合わせの職業であるのに、これ以上の労働環境の悪化は回避するべきである。 競走馬の特性上、気候変動による労働環境の変化は致し方ない部分はあるが、今回の改正による競馬開催の変更には反対である。 　何より１番大切にするべきである現場の声を聞かずして改正に踏み切るという姿勢が腑に落ちない。まず、競走馬に対して最も理解の深い現場で働く人々と意見交換を行い、そして協力しながら最善の策を見つけていくべきである。 （この他、従事者や関係団体への意見聴取、開催日数の増加が競馬関係従事者へ及ぼす影響評価、現場の労働環境へ配慮を求める御意見７件。）	競馬事業の安定実施のためには、本省令案により、近年の気候変動等へ対応していくことが重要と考えています。 　なお、省令改正後の具体的な運用については、日本中央競馬会において検討・実施されるものとなりますので、現場の労働環境にも配慮した運用が行われるよう促してまいります。

改正の概要（３）に関する御意見		
	・被災地支援として競走を開催できるようになるのはとても良いことだと思う。表現として適切とは思わないが、この競走を乱発すると支援の為という特別感が失われてしまい注目が減るので開催の制限を設けるのは必要だと思うが、具体的な数字として開催上限は決めなくてもよいのではないか？ （この他、上限回数、支援目的、開催要件の明確化、収支の公表、一定期間での制度見直し等への御意見８件。）	改正の概要（３）に示す競馬の開催は日本中央競馬会の公益性の発揮の観点から重要であると考えています。 一方で、競馬法において、競走数の上限が定められていることから、こうした競馬については限定的に実施されるべきものと考えております。 こうした競馬は日本中央競馬会からの申請に基づき実施されることとなりますが、農林水産大臣が承認するに当たっては被災者支援等の目的が果たされるように審査を行う考えです。